

## 様式第 2 号

### 銚田市公告 3 4 号

下記工事について、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 8 日

銚田市長 岸田 一夫

#### 1 入札対象工事

- |          |                                 |    |
|----------|---------------------------------|----|
| (1) 工事名  | 銚田市立旭小学校校舎等新築工事                 |    |
| (2) 工事場所 | 銚田市 玉田 地内                       |    |
| (3) 工事概要 | 建築工事                            | 一式 |
|          | 電気設備工事                          | 一式 |
|          | 機械設備工事                          | 一式 |
|          | 昇降機設備工事                         | 一式 |
|          | 外構工事                            | 一式 |
|          | 調整池流末調整工事                       | 一式 |
| (4) 工期   | 議会の議決を得た日の翌日から令和 8 年 2 月 28 日限り |    |
| (5) 予定価格 | 4,538,160,000 円（税抜）             |    |
| (6) 工種   | 建築一式                            |    |
| (7) 価格制度 | 低入札価格調査制度                       |    |

#### 2 入札参加形態

単体企業者又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による混合入札とする。その共同企業体は、自主結成とし、代表者が入札に参加すること。共同企業体の構成員は 2 者又は 3 者とする。共同企業体の各構成員の出資比率は 2 者の場合 30%以上とし、3 者の場合 20%以上とする。なお、代表構成員の出資比率が最大であること。

#### 3 入札参加資格

##### (1) 共通事項

- (ア) 令和 5・6 年度銚田市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により対象工事に係る許可を有し、かつ同法第 27 条の 23 に規定する経営事項の審査を受けている者であること。
- (ウ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく銚田市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (エ) 入札（開札）執行日において、銚田市建設工事等の契約事務に関する規程に基づく銚田市の指名停止措置を受けていない者及び、国及び他の地方公共団体の指名停止措置を受けていない者であること。

- (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (カ) 単体又は共同企業体の構成員は、この公告による工事について、他の単体又は共同企業体の構成員になることはできない。
- (キ) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等が無いこと。
- (ク) 市町村の納税義務に対し完納していること。
- (ケ) 対象工事に建設業法に基づく現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（3 ヶ月以上の雇用関係にある者）を適正に配置できること。

## （2）共同企業体のみ共通事項

- (ア) 令和 5・6 年度銚田市建設工事入札参加資格者名簿に登載され、本件を目的とする 2 者又は 3 者による共同企業体の資格決定を受けている者であること。
- (イ) 当該共同企業体の代表構成員は、経営事項審査結果通知書の総合数値が当該共同企業体の構成員のうち最大であること。

## （3）単体企業者の場合

- (ア) 令和 5・6 年度銚田市建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、名簿登録申請時の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が 1,100 点以上であること。
- (イ) 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都又は神奈川県内に当該工種の専任技術者を有している建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は支店・営業所を有し、建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 昭和 57 年度以降に同種・類似工事を元請けとして完成し、引渡し完了した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）

※同種工事は、学校教育棟 4,500 m<sup>2</sup>以上、類似工事は、鉄筋コンクリート造 5,000 m<sup>2</sup>以上の新築、増築又は改築で官公庁との請負工事とする。

- (エ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
  - ① 1 級建築施工管理技士又は 1 級建築士の資格を有していること。
  - ② 監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ③ 入札参加申請日において、所属する建設業者との間に引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
- (オ) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の決定を受けている者であること。

## （4）2 者共同企業体の場合

（代表構成員）

- (ア) 令和 5・6 年度銚田市建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、名簿登録

申請時の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が1,100点以上であること。

(イ) 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都又は神奈川県内に当該工種の専任技術者を有している建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は支店・営業所を有し, 建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 昭和57年度以降に同種・類似工事を元請けとして完成し, 引渡しが完了した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は, 出資比率が20%以上のものに限る。)

※同種工事は, 学校教育棟4,500㎡以上, 類似工事は, 鉄筋コンクリート造5,000㎡以上の新築, 増築又は改築で官公庁との請負工事とする。

(エ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

①1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有していること。

②監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③入札参加申請日において, 所属する建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。

(代表構成員以外の構成員(その1))

(ア) 令和5・6年度銚田市建設工事入札参加資格者名簿に登載されており, 名簿登録申請時の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が750点以上であること。

(イ) 銚田市内に当該工種の専任技術者を有している建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は支店・営業所があること。

(ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を対象工事に専任で配置できること。

①当該工種に係る国家資格を有していること。

②入札参加申請日において, 所属する建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。

(5) 3者共同企業体の場合

(代表構成員)

(ア) 令和5・6年度銚田市建設工事入札参加資格者名簿に登載されており, 名簿登録申請時の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が1,100点以上であること。

(イ) 茨城県内に当該工種の専任技術者を有している建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は支店・営業所を有し, 建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 昭和57年度以降に同種・類似工事を元請けとして完成し, 引渡しが完了した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は, 出資比率が20%以上のものに限る。)

※同種工事は, 学校教育棟4,500㎡以上, 類似工事は, 鉄筋コンクリート造5,000㎡以上の新築, 増築又は改築で官公庁との請負工事とする。

(エ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ①1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有していること。
- ②監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③入札参加申請日において、所属する建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。

(代表構成員以外の構成員(その1))

- (ア) 令和5・6年度銚田市建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、名簿登録申請時の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が750点以上であること。
- (イ) 行方市・潮来市・鹿嶋市・神栖市・銚田市内に当該工種の専任技術者を有している建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。
- (ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
  - ①1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有していること。
  - ②監理技術者にあつては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ③入札参加申請日において、所属する建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。

(代表構成員以外の構成員(その2))

- (ア) 令和5・6年度銚田市建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、名簿登録申請時の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が670点以上であること。
- (イ) 銚田市内に当該工種の専任技術者を有している建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は支店・営業所があること。
- (ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を対象工事に専任で配置できること。
  - ①当該工種に係る国家資格を有していること。
  - ②入札参加申請日において、所属する建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。

#### 4 入札参加申請の方法

- (1) 入札参加希望者は、あらかじめ次により資格確認を申請し、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(単体企業者の場合)

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号)
- (イ) 一般競争入札参加資格確認資料(様式第4号)
- (ウ) 未納がないことの証明書の写し(市町村税に関し滞納が無いことを証する書類の写し(公告日以降に発行したもの。))
  - (市町村税(落札候補者の所在する市町村が課税する法人市町村民税・固定資産税・軽自動車税・市町村県民税(ただし、納税義務がある特別徴収分は契約

締結予定日の前々月分までとする。))

(エ) 施工実績を証明できる書類

(オ) 監理技術者の配置予定表（資格証写し添付）

(カ) 入札参加申請日において、配置予定技術者が所属する建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係が分かる書類

(キ) 当該営業所に置いている専任技術者証明書の写し

(ク) 経営規模等評価結果通知書の写し（契約締結予定日から遡って1年7カ月以内の審査基準日のもの）

（共同企業体の場合）

(ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第12号）

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第13号）

(ウ) 代表構成員及び構成員の未納がないことの証明書の写し（市町村税に関し滞納が無いことを証する書類の写し（公告日以降に発行したもの））

（市町村税（落札候補者の所在する市町村が課税する法人市町村民税・固定資産税・軽自動車税・市町村県民税（ただし、納税義務がある特別徴収分は契約締結予定日の前々月分までとする。））

(エ) 代表構成員の施工実績を証明できる書類

(オ) 代表構成員及び構成員の主任（監理）技術者の配置予定表（資格証写し添付）

(カ) 入札参加申請日において、配置予定技術者が所属する建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係が分かる書類

(キ) 代表構成員及び構成員の当該営業所に置いている専任技術者証明書の写し

(ク) 代表構成員及び構成員の経営規模等評価結果通知書の写し（契約締結予定日から遡って1年7カ月以内の審査基準日のもの）

(2) 申請書及び資料は、次により受け付ける。

(ア) 期 日 令和6年8月20日から令和6年8月21日午前9時から正午、午後1時から午後4時まで（但し、土・日及び閉庁日を除く。）

(イ) 場 所 銚田市政策企画部財政課

(ウ) 提出書類 上記(1)による。

(エ) 提出方法 持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札参加者の確認は、銚田市建設工事等入札審査会が行い、その結果は令和6年8月26日に通知する。

(4) 申請書、資料の作成説明会、ヒアリングは行わない。

## 5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、銚田市に対して参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合は、令和6年9月2日までに書面を銚田市政策企画部財政課まで提出しなければならない。

(3) 書面は持参するものとし、郵送又は電送は受け付けない。

(4) 説明を求められたときは、令和6年9月5日までに説明を求めた者に書面により回

答する。

## 6 設計図書の閲覧

- (1) 銚田市ホームページの入札・契約情報により公開するので、ダウンロードすること。
- (2) 期 間：公告日から令和6年9月13日まで
- (3) 質 問：銚田市財政課に E-mail(zaisei@city.hokota.lg.jp)または fax (0291-32-4443) でのみ受付けるものとする。なお、送信後電話で銚田市政策企画部財政課 (tel0291-36-7155) へ確認すること。
  - ①受付期間: 令和6年8月27日午前9時から正午まで
  - ②様 式: 任意とする。
- (4) 回 答：令和6年9月3日に銚田市ホームページ入札・契約情報に掲載する。

## 7 入札方法等

- (1) 入札方法: 郵便入札とする。別紙「様式第1号 郵便入札の取扱い」に基づき入札すること。
- (2) 到着期限: 令和6年9月13日(金) 午後4時 必着
- (3) 入 札 書: 指定入札書とする。
  - ①入札書様式取得方法
    - ・銚田市ホームページの一般競争入札の公告欄からダウンロードすること。
  - ②任意の3桁のくじ番号を記載すること。
- (4) 入札用封筒: 別紙「様式第1号 郵便入札の取扱い」に基づき作成すること。
- (5) 積算内訳書: 指定様式のとおりとし、別紙「様式第1号 郵便入札の取扱い」に基づき封入すること。
- (6) その他
  - ① 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第17号)、銚田市契約規則(平成17年規則第32号)、銚田市建設工事等の契約事務に関する規程(平成17年訓令第69号)、銚田市建設工事執行規則(平成17年規則第102号)等関係法令を遵守すること。
  - ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載すること。
  - ③提出した入札書の引き替え又は変更は認めない。

## 8 開 札

- (1) 開札日時: 令和6年9月17日(火) 午前9時00分
- (2) 開札場所: 銚田市役所2階大会議室(銚田市銚田1444番地1)

## 9 落札者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申込をした者を落札者とする。また、最低価格入札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適等であると認めるとき（低入札価格調査時の失格判断基準）はその者を最低価格入札者とせず失格とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別紙「様式第1号 郵便入札の取扱い」により、くじにより決定する。
- (3) 銚田市建設工事低入札価格調査要領による低入札価格基準価格対象の工事であるため、同価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、同要領による調査のうえ落札者を決定する。
- (4) 開札の立会いを希望する入札参加者は、令和6年9月13日午後3時までに銚田市政策企画部財政課（TEL0291-36-7155）へ事前に連絡すること。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 納付する。ただし、銚田市契約規則（平成17年規則第32号）による。

## 11 請負契約書の作成

要する。

## 12 支払い条件

- (1) 前払金  
契約金額の40%以内の額を請求できる。（保証事業会社の保証書を提出した場合）
- (2) 中間前払金  
銚田市公共工事に係る中間前金払取扱要綱の規定により、契約金額の20%以内の額を請求できる。（前払金を請求した場合に限る。）
- (3) 部分払  
銚田市契約規則第56条により請求することができる。

## 13 市議会の議決に付すべき契約

本案件は、地方自治法第96条第1項第5号の規定による市議会の議決案件であるため、落札者と決定された者と仮契約を締結し、市議会において可決されたときに本契約が締結されたものとする。

## 14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般的事項
  - ①競争入札に参加する資格のないものがした入札

- ②入札方法に違反して行われた入札
  - ③総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札書
  - ④同一入札事項について同一人が 2 通以上の入札書を提出した入札
  - ⑤一般書留・簡易書留・配達証明以外の方法で入札書を提出した入札
  - ⑥別紙「様式第 1 号 郵便入札の取扱い 第 5 条」に規定する郵便用指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
  - ⑦入札書が指定した到着期限を過ぎて到着した入札
  - ⑧指定した郵便封筒記載の工事名、業務名又は差出人名と同封された入札書の工事名、業務名又は入札者が相違する入札
  - ⑨指定した郵便封筒に工事名、業務名又は差出人が記載されていない入札
  - ⑩明らかに不正によると認められる入札
  - ⑪民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - ⑫その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (2) 積算内訳書の提出が義務付けられている建設工事の入札
- ①積算内訳書が、別紙「様式第 1 号 郵便入札の取扱い」に基づき封入されていないとき。
  - ②封筒、入札書及び積算内訳書の記載事項が相違するとき。
  - ③入札書記載の入札金額と積算内訳書の合計金額が相違するとき。
  - ④指定された書式の積算内訳書を使用していないとき。

## 15 その他

- (1) 最低制限価格は設定しないが、銚田市建設工事低入札価格調査要領により失格基準を適用する。
- (2) 建設リサイクル法対象の工事である。
- (3) その他詳細、不明な点については次に照会のこと。
  - ①公告の内容について  
銚田市政策企画部財政課 TEL 0291-36-7155
  - ②工事の内容について  
銚田市教育部教育総務課 TEL 0291-37-4340
- (4) この公告は、銚田市ホームページにも掲載する。<http://www.city.hokota.lg.jp/>